

令和 3 年 4 月 2 6 日

保護者 様

宇都宮市立晃陽中学校
校長 加藤 悦宏

「第三種（その他の感染症）」における証明書に替わる対応について

日頃より、本校の教育に温かいご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことにつきまして、宇都宮市教育委員会より通知がありました。

これまで、インフルエンザ以外の感染症に罹患し出席停止となった児童生徒が登校する際、病状回復の確認とまん延防止の観点から、医療機関からの治癒証明書の提出をいただくようお願いしてまいりました。

しかしながら、治癒後に再度、児童生徒及び保護者が医療機関に行くことへの不安や負担、治癒証明書に係る費用負担などが課題となっていたところです。

そこで、宇都宮市教育委員会では、宇都宮市医師会等との協議を重ね、令和 3 年度より「第三種（その他の感染症）」のうち学校長が感染症に罹患した児童生徒に対して出席停止の措置を講じる場合、治癒証明書に替わる「登校届（保護者記入）」を活用することとしました。

つきましては、その他の感染症に罹患し出席停止となった児童生徒が登校する際には、「登校届（保護者記入）」を提出していただくようお願いいたします。

なお、「第三種（その他の感染症）」以外の感染症については、これまで同様、医師による証明が必要となりますが、従来の治癒証明書に替わり、市医師会で統一した様式「意見書（医療機関記入）」を活用することとしました。（活用に当たっては、これまでの治癒証明書と同様の取扱いとなります。）

また、インフルエンザに罹患し、出席停止となった児童生徒が登校する際については、これまで同様「インフルエンザ経過報告書」の提出をお願いいたします。

※「意見書」については、宇都宮市医師会所属の医療機関へは、市医師会より備え付けの依頼がされていますが、医療機関により対応が異なる場合もあることから、これまで同様、治癒証明書の提出でも問題はありませんので、もし治癒証明書をもらった場合は、そのまま学校へご提出ください。

※「登校届」については、学校から配付しました用紙を利用していただくか、宇都宮市ホームページ及び学校ホームページに掲載してある報告書に必要事項を記入し、登校の際、学校へご提出ください。

※裏面に、第一種から第三種までの感染症について記載してありますので、参考にしてください。

連絡先

宇都宮市立晃陽中学校

TEL 6 6 5 - 0 0 4 2

参考

学校保健安全法施行規則第18条（感染症の種類）

学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

《第一種感染症》

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び**特定鳥インフルエンザ**（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。）

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症

《第二種感染症》

インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎

《第三種感染症》

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎

その他の感染症（条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患）

- ・ 溶連菌感染症
- ・ ウイルス性肝炎
- ・ 手足口病
- ・ ヘルパンギーナ
- ・ 伝染性紅斑（りんご病）
- ・ ウイルス性胃腸炎
- ・ マイコプラズマ感染症
- ・ RSウイルス感染症
- ・ 帯状疱疹
- ・ 水いぼ（伝染性軟疣腫）
- ・ 伝染性膿痂疹（とびひ）

など